

山形県元気な農村づくりスタートアップ支援事業実施要領

第1 目的

この要領は、地域の合意により策定した行動計画等に掲げた地域の将来像などの実現に向けて、集落・組織が行う、中山間地域をはじめとした農山村における農業生産活動等の維持・発展に資する新たな取組みの立上げ（試行）を支援するため、山形県元気な農村づくりスタートアップ支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、地域の合意により策定した行動計画等（別表の第1欄に定めるとおり）のある中山間地域等の集落・組織（別表の第2欄に定めるとおり）とし、次の各号に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- (1) 事業を完遂する見込みがあり、将来とも継続的な活動が見込まれること。
- (2) 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約等の定めがあること。
- (3) 会計経理が明確であること。
- (4) 過去に下記の事業を活用し、本事業と同じ取組みを実施した者でないこと。
 - ① 元気な女性・若者ビジネス応援事業（平成27～28年度）
 - ② 元気な6次産業化ステップアップ支援事業のうち、スモールビジネス創出支援事業（平成29～30年度）
 - ③ 農山漁村地域持続的発展活動支援事業（平成31年度（令和元年度）～）

第3 事業の内容

本事業の事業内容は、別表の第3欄に定めるいずれかの分野の取組みとし、併せて次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 行動計画等に掲げた将来像などの実現に向けた新たな取組みであること。
- (2) 農業生産活動等の維持・発展に向けた取組みであること。

第4 事業実施計画

- 1 本事業の実施を希望する者は、事業実施計画書（別記様式第1号）を作成しなければならない。
- 2 本事業は最長3か年の継続実施を可能とする。その場合、初年度に複数年の事業実施計画を作成するものとする。
- 3 本事業の実施を希望する者は、知事が別に定める日までに、1により作成した事業実施計画を別記様式第2号に添付し、活動拠点が存在する市町村長に提出するものとする。

- 4 3により提出を受けた市町村長は、事業実施計画を精査のうえ、別記様式第4号に事業実施計画書に対する意見書（別記様式第3号）を付して、知事に提出するものとする。

第5 事業実施計画の審査

- 1 知事は、事業実施計画の内容を審査するため事業実施計画審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。
- 2 知事は、必要と認めるときは、当該計画に関して市町村及び事業実施計画を策定した者から意見を聴取するものとする。
- 3 審査会は、第4の4により提出された事業実施計画について、次の各号に掲げる項目を審査するものとする。
 - (1) 事業実施主体が、第2に掲げる要件について適正であるか。
 - (2) 事業内容が、第3に掲げる要件について適正であるか。
- 4 知事は、3の結果を踏まえ、事業実施計画の承認について適否を決定し、別記様式第5号の1により事業実施計画を策定した者に、別記様式第5号の2により市町村長に対し、その結果を通知するものとする。

第6 事業の実施

- 1 事業実施主体は、第5の4により承認された事業実施計画に基づき、事業を実施するものとする。
- 2 県は、事業実施主体が実施する事業の効果的な推進を図るため、関係市町村とともに連携して必要な助言及び指導を行うものとする。

第7 助成及び事業の着手

- 1 知事は、予算の範囲内において、第3の事業の実施に要する経費につき、別に定めるところにより助成するものとする。
- 2 複数年の事業実施計画を策定した事業実施主体にあつては、1の別に定めるところにより知事に年度ごとに助成に係る手続きを行うものとする。
- 3 事業の着手は、1の別に定めるところにより行う本事業に係る山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）第6条の交付の決定に基づき行うものとする。

第8 関係書類の提出

この要領に基づく書類の提出は、別に定めるものを除き、農林水産部農村計画課に提出するものとする。

第9 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年 6月11日から施行する。

別表

第1欄 (行動計画等)	第2欄 (集落・組織)	第3欄 (取組み分野)
<p>本事業の対象となる行動計画は下記の(1)～(4)のいずれかに該当するものとする。ただし、行政機関の支援を受けながら、当該計画の実践に向けた調整が現に進められているものに限る。</p> <p>(1) 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）第7の1の(3)のオにて定義される「集落戦略」</p> <p>(2) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定を受けた「指定棚田地域振興活動計画」</p> <p>(3) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく「実質化された人・農地プラン」</p> <p>(4) その他過年度において山形県の事業を活用して策定された計画で、知事が適当と認めるもの</p>	<p>中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領（平成5年4月1日付5構改D第209号）第2の2の(1)及び(2)に該当する区域内（山形県内）に存する集落・組織であること。</p>	<p>(1) 担い手育成 (2) 農地集積 (3) 高収益作物の生産 (4) 加工・販売 (5) 観光・交流 (6) 定住促進 (7) 外部人材確保 (8) 荒廃農地対策 (9) 省力化 (10) その他</p>